

省エネ診断等希望書

希望される方はこの用紙に記入の上、下記あてにお送りください。

送信先 FAX 番号 :03-5388-1384

東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）

申込事業者		業種	<input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> その他
申込者住所	〒 ー 東京都 区・市 (最寄駅) 鉄道名 線 駅		
診断希望事業所			
事業所用途	<input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> テナントビル <input type="checkbox"/> 情報通信 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 百貨店 <input type="checkbox"/> コンビニ・スーパー <input type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> 学 校 <input type="checkbox"/> 小売店 <input type="checkbox"/> 文化施設・集会場 <input type="checkbox"/> 運輸・倉庫 <input type="checkbox"/> 病院・介護施設 <input type="checkbox"/> 工 場 () <input type="checkbox"/> その他 ()		
診断希望住所 (申込者住所と違う場合 にご記入下さい)	〒 ー 東京都 区・市 (最寄駅) 鉄道名 線 駅		
担当者(連絡窓口)		部署・役職	
電話番号		FAX 番号	
メールアドレス	@		
延床面積	m ²	階数	地上 階・地下 階
年間のエネルギー費 または使用量 (わかる範囲で結構です)	電気	円/年 (kWh/年)
	ガス	円/年 (kWh/年)
	水道	円/年 (kWh/年)

※その他診断を希望する設備やご要望などありましたらご記入ください。

診断を受診した翌年度に、アンケートを実施しておりますのでご協力をお願いします。この希望書を受信後、当センターからご連絡を差し上げます。

省エネ相談は何でも！

上記のほか、省エネに関する相談は、なんでも気軽にセンターにお寄せください。

お問い合わせ先

東京都地球温暖化防止活動推進センター TEL03(5388)3439 FAX03(5388)1384

〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 東京都庁第二本庁舎 9 階中央

ホームページ URL:<http://www.tokyo-co2down.jp/> メールアドレス: tcca@kankyo.metro.tokyo.jp

東京都の温暖化対策支援

中小規模事業所省エネ促進・クレジット創出プロジェクト

省エネ診断等に基づく、都内中小クレジットを創出する省エネ設備の導入費用の一部を助成します。
(平成 22・23 年度事業)

対象者

- ① 中小企業基本法に規定する中小企業者（法人及び個人）、中小企業団体の組織に関する法律に規定する協業組合又は中小企業等協同組合法に規定する企業組合
・設備導入対策による削減率・削減量 6%以上かつ 10 t 以上
・都内中小クレジットの対象設備の助成率は 3/4（限度額 7,500 万円）
 - ② 中小企業者以外の資本金 10 億円未満の会社
・設備導入対策による削減率・削減量 12%以上かつ 100 t 以上
・都内中小クレジットの対象設備の助成率は 1/2（限度額 5,000 万円）
- ※助成対象経費のうち、都内中小クレジットの対象設備以外の経費については、都内中小クレジットの対象設備導入に伴う助成経費の 1/2 が助成額の上限となります。
※ESCO 事業者又はリース事業者との共同申請も可能
※都内中小クレジットを取得する権利は都に譲渡
※省エネ設備導入効果の分析・検証作業に協力
※地球温暖化対策報告書を事業の実施期限まで毎年度提出
※詳しくは、下記 URL をご確認ください
<http://www.tokyo-co2down.jp/c1-jigyuu/j7/>
検索：クール・ネット 中小クレジット

お問い合わせ先

財団法人東京都環境整備公社 東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）
中小規模事業所省エネ促進・クレジット創出プロジェクト
電話 (03) 5388-3408

地球温暖化対策報告書制度

二酸化炭素排出量を把握し、具体的な地球温暖化対策を実施して、中小規模事業者からの二酸化炭素の排出抑制を推進していくことを目的としています。

対象者

都内に設置されている原油換算エネルギー使用量 1,500 kL/年未満のすべての事業所

①義務提出
同一事業者が都内に設置している事業所等（前年度の原油換算エネルギー使用量が 30kL 以上 1,500kL 未満の事業所等）の前年度の原油換算エネルギー使用量の合計が 3,000kL 以上の場合

②任意提出
義務提出となる事業所等以外の都内の全ての中小規模事業所（前年度の原油換算エネルギー使用量が 1,500 kL 未満の事業所等）についても自主的に報告書の提出ができます。

<提出期限>

○義務提出：8 月末日 ○任意提出：12 月 15 日

詳細は下記 URL をご参照ください

<http://www.tokyo-co2down.jp/c1-jigyuu/j5/>

検索：クール・ネット東京 地球温暖化対策報告書制度

お問い合わせ先

財団法人東京都環境整備公社 東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）
地球温暖化対策報告書制度ヘルプデスク
電話 (03) 5388-3408

東京都地球温暖化対策ビジネス事業者

具体的な温暖化対策の取り組みをサポートできる事業者を登録・紹介しています。

温暖化対策の取り組みをサポートできる民間の事業者を「東京都地球温暖化対策ビジネス事業者」として登録。

事業者の事業内容と温暖化対策に合ったビジネス事業者からサポートを必要とする中小企業に技術的な助言や指導をします。

<登録事業者>

- コンサルタント・設計会社
- 建設会社
- 設備会社
- メーカー
- エネルギー供給会社・エネルギーサービス会社
- ビル管理会社
- その他

※登録事業者一覧などの詳しくは、下記 URL をご確認ください。

<http://www.tokyo-co2down.jp/c1-jigyuu/j4/j4-01.php>

検索：クール・ネット東京 ビジネス事業者

お問い合わせ先

財団法人東京都環境整備公社 東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）
電話 (03) 5388-3439

東京都中小企業制度融資

東京都の省エネ診断に基づき、設備投資・改善を図る場合に、制度融資が受けられます。

対象者

中小企業者又は組合で、次の条件を全て満たす方。

- ① 都内に事業所（住居）があり、保証協会の保証対象となる業種を営んでいること
- ② 法人税（個人については所得税）又は事業税を納付していること
（ただし、申告をしていて、課税額がない場合は融資対象となります）
- ③ 許可、認可、登録、届出等が必要な業種にあたっては、当該許認可等を受けていること

融資条件

資金使途：設備資金・運用資金

融資限度額：1 億円 融資期間：10 年以内

融資利率：詳しくは、下記 URL をご確認ください

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/kinyu/yyushi/challenge2.html>

検索：中小企業制度融資

※東京都の制度融資を受けるには東京信用保証協会の保証が必要となります。

お問い合わせ先

東京都産業労働局金融部金融課金融相談担当
電話 (03) 5320-4877

中小企業者向け省エネ促進税制 (事業税の減免)

中小企業が都内中小規模事業所において省エネ設備の取得を行う場合に、事業税を減免いたします。

対象者

地球温暖化対策報告書を提出した中小企業

①対象設備

- ・削減義務対象外の事業所で取得した設備
 - ・東京都環境局が導入推奨機器として指定した設備
- ※空調設備・照明設備・小型ボイラー設備
再生エネルギー設備（太陽光・太陽熱）

②利用限度額

減免額：設備の取得価格（上限 2,000 万円）の 1/2

③対象期間

（法人）平成 22 年 3 月 31 日から平成 27 年 3 月 30 日までに終了する各事業年度

（個人）平成 22 年 1 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日まで

※詳しくは下記 URL をご確認ください。

<http://www.tax.metro.tokyo.jp/kazei/info/kangen-tokyo.html>

検索：中小企業省エネ促進税制

お問い合わせ先（税の減税に関すること）

東京都主税局課税部

<法人事業税> (03) 5388-2963 <個人事業税> (03) 5388-2969

中小企業設備リース事業

中小企業の設備導入の促進と温暖化対策支援を目的に低廉な価格での設備リースを行います。

対象者

中小企業者（個人事業者及び創業予定者）及び組合

①対象設備

- ・東京都地球温暖化防止センターが行う「省エネ診断」に基づく産業設備
- ・東京都環境局が導入推奨機器として指定する産業設備
- ・日本政策金融公庫「環境・エネルギー対策貸付」の設備

②利用限度額

- ・創業 1 年以上の方：100 万円以上 1 億円以下（税込）
- ・操業 1 年未満の方：100 万円以上 3,000 万円以下（税込）

③リース期間：3 年～7 年（設備の法定耐用年数により選択可能）

※設備リース事業の利用には、保証機関（株式会社新東京銀行）での審査があります。

※詳しくは下記 URL をご確認ください。

<http://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/setsubi.html>

検索：中小企業設備リース事業

お問い合わせ先

財団法人中小企業振興公社 総合支援部 設備リース課
電話 (03) 5822-9031